

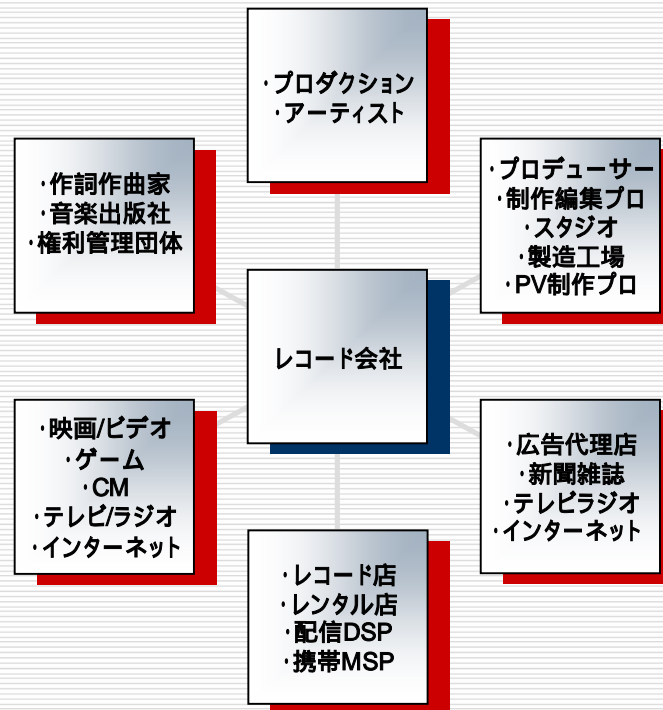
音楽ビジネスの構図

アーティスト契約

EMIミュージック・ジャパン

上山 淳

レコード会社を取り巻く音楽ビジネスの構図



アーティスト契約

- アーティスト契約とは
- 契約書上の業界用語
- 契約の種類
- 原盤の制作費と契約の形態
- 著作隣接権
- 契約期間と原盤の利用期間
- アーティスト・原盤権者への対価
- アーティストの専属
- 海外アーティストとの契約
- 周辺の契約

アーティスト契約とは

- アーティストの演奏・歌唱を独占的に収録して原盤を制作し、
- その原盤を独占的に複製、頒布、音楽配信して利用し、
- その利用に応じて、アーティストや原盤権者へ、印税方式で対価を支払うことを約束

契約書上の業界用語

- アーティスト：歌手や楽器の演奏家などの音楽の実演家
- 原 盤：演奏・歌唱を収録したレコードのマスター音源。権利そのものを指すことばとして用いることもある。
- 原盤権者：原盤を制作するための費用を負担した者(著作権法上のレコード製作者)またはその権利承継者

契約の種類

□ 専属実演家(アーティスト)契約

アーティスト、プロダクション、レコード会社

□ 共同原盤制作契約

原盤権者、レコード会社

□ 原盤譲渡契約

原盤権者、レコード会社

□ 原盤供給契約

原盤権者、レコード会社

原盤権者：プロダクション、音楽出版社など

原盤の制作費と契約の形態

スタジオ使用・編集・編曲・伴奏・録音素材

□ 専属・レコード会社100%費用負担

レコード製作者隣接権の原始帰属、実演家隣接権の譲渡

□ 共同・レコード会社と原盤会社が共同負担

レコード製作者隣接権のうちのレコード会社持分の原始帰属、原盤権者持分の譲渡、実演家隣接権の譲渡

□ 譲渡・原盤会社が100%費用負担

レコード製作者隣接権と実演家隣接権の譲渡

□ 供給・原盤会社が100%費用負担

レコード製作者隣接権と実演家隣接権の契約期間中の譲渡

製造費、運送代金、倉庫代、PV制作費、広告宣伝費、販売促進費、印税

著作隣接権

□ 実演家の権利

録音・録画権、放送権、有線放送権、
送信可能化権、二次使用料を受ける権利、譲渡権、
貸与権・報酬請求権

□ レコード製作者の権利

複製権、送信可能化権、二次使用料を受ける権利、
譲渡権、貸与権・報酬請求権

□ 放送事業者の権利

□ 有線放送事業者の権利

契約期間と原盤の利用期間

- 契約期間とは、アーティストの専属と原盤を独占的に制作するための期間

2年～5年 作品数の最低保証

- 制作した原盤の独占的使用期間

専属・共同・譲渡 : 著作隣接権存続期間中
供給 : 契約期間中

アーティスト・原盤権者への対価 (1)

- 専 属 : 実演家(アーティスト)印税
- 共同・譲渡・供給 : 実演家印税と原盤印税

アーティスト・原盤権者への対価 (2)

印税率： 実演家1%～、原盤13%～(共同の場合は権利持分に応じて按分する)

算定基準：(小売価格 - ジャケット代) × 印税率 × 正味(または見做)出荷数

ジャケット代： 小売価格の15%(販売貢献に対する控除)

見做出荷数： 出荷数の80%(返品数を予め一律控除)

計算例：(3,000 - 450) × X% = Y円 (アルバム1枚当り)

Y円 × 10万枚 × 80% = Z円

アーティストの専属

- アーティストは、契約期間中、第三者の利益のために、レコード原盤収録を目的とする実演をおこなわない
- レコード会社は、契約期間中、レコードの複製・頒布・音楽配信のためにアーティストの名称・肖像を独占的に使用し、第三者の使用を排除できる
- アーティストは、契約期間終了後も、一定期間、契約期間中に収録した作品について、第三者の利益のために、レコード原盤収録を目的とする実演をおこなわない(再録禁止)

海外アーティストとの契約

□ メジャーレーベルのアーティスト :

系列の日本の関係会社が、グループ内部の包括相互契約によって、国内での独占販売権を持ち、売上に応じてロイヤリティ(印税)を支払う

□ インディレーベルのアーティスト :

作品またはレーベル単位の独占ライセンス契約を締結し、アドバンスロイヤリティ(前払印税)を支払う

その他レコードビジネス関連の契約

- プロデュース契約
- プロモーション契約
- プロモーションビデオ制作委託契約
- 原盤使用許諾(独占または非独占ライセンス)契約
- 原盤制作委託契約
- キャラクター使用許諾契約
- 音楽著作物使用許諾契約
- レコード特約店契約
- デジタル音楽配信契約